

平成23年第1回定例会
健康福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

【議案第20号】

- 1 地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例の制定について
..... 1

【議案第51号】

- 2 地方独立行政法人三重県立総合医療センター定款の制定について 2

平成23年2月18日
健康福祉部

1 地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例の 制定について

1 制定理由

地方独立行政法人法第11条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものです。

2 内容

主な内容については、次のとおりです。

(1) 委員の数、任期（第2条、第3条）

医療又は経営に関し学識経験を有する者 5人以内
任期 2年

(2) 臨時委員（第3条）

特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、学識経験を有する臨時委員を置くことができます。

(3) 施行期日（附則）

公布の日から施行

3 評価委員会の主な業務

(1) 中期目標、中期計画を定める際の意見の提示

(2) 各事業年度、中期目標期間における法人の業務実績に関する評価

(3) 法人の業務運営に対する改善勧告 など

4 今後の予定

平成23年3月	評価委員会の設置
3月～8月	中期目標（案）等を審議
9月	中期目標を議案として県議会に提出
11月～	中期計画（案）等を審議
平成24年4月	中期計画を議案として県議会に提出

(参考) 地方独立行政法人法

第11条（地方独立行政法人評価委員会）

設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

(2) その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

2 地方独立行政法人三重県立総合医療センター一定款の制定について

1 制定理由

地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）を設立するため、地方独立行政法人法第 7 条の規定に基づき、定款を制定するものです。

2 内容

主な制定内容については、次のとおりです。

(1) 目的（第 1 条）

この法人は、三重県の医療施策として求められる高度医療、特殊医療、救急医療等を提供し、並びに医療従事者の研修等の業務を行うことにより、県民の健康の確保及び県内の医療水準の向上に寄与することを目的とします。

(2) 法人の名称（第 2 条）

地方独立行政法人三重県立総合医療センター

(3) 法人の種別（第 5 条）

特定地方独立行政法人

(4) 役員の定数、任期（第 7 条、第 10 条）

理事長	1 人	任期 4 年
副理事長	1 人	任期 4 年
理事	6 人以内	任期 2 年
監事	2 人	任期 2 年

(5) 理事会（第 12 条～第 15 条）

法人に理事会を置き、重要な規程の制定など法人の運営に関する重要事項を審議し、決定します。

ア 理事会の構成 理事長、副理事長及び理事

イ 議決事項

中期計画など知事の認可又は承認を受けなければならない事項や、年度計画、予算の作成、重要な組織の設置など

(6) 業務の範囲等（第 17 条、第 18 条）

医療の提供、非常時における医療救護、医療に関する地域への支援、教育及び研修、調査及び研究などを行うこととします。

また、災害発生時等非常時には、知事の要請に応じて必要な業務を実施するものとします。

(7) 資本金等（第 20 条）

土地、建物等の資産などは、地方独立行政法人法に基づき法人に承継します。

(8) 施行期日（附則）

法人の成立の日から施行するものとします。

(参考) 地方独立行政法人法

第 7 条 (設立)

地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この条において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立しようとする場合にあつては総務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。